

浦添市産業振興計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、浦添市産業振興計画策定業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するための事務取扱いについて、浦添市契約規則に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

浦添市産業振興計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙 1「浦添市産業振興計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務の履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(4) 事業費（委託料上限額）

10,519,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署（発注者）

浦添市 市民部経済文化局 産業振興課（担当者：伊波、仲村）

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1 - 1 - 1 浦添市役所 行政棟 5 階

電話番号：098-876-1299 E-mail: sangyo@city.urasoe.lg.jp

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の(1)～(9)の要件すべてに該当する者とする。

- (1) 沖縄県内に本店、支店等の事業拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生の手続開始のも申し立てが行われた者でないこと。
- (4) 別紙 1「浦添市産業振興計画策定業務委託仕様書」に定める事項を確実に遂行できること。
- (5) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (8) 過去 5 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (9) 共同企業体として応募する場合は、次の①～③の要件を満たすこと。

- ① 共同企業体を代表する事業者が参加申込を行うこと。
※共同企業体を代表する事業者は上記(1)～(8)の要件全てに該当すること。
- ② 共同企業体を代表する事業者は、他の構成員との連携を密に行い、業務を円滑に推進する能力を有する者であること。
- ③ 各構成員が上記(1)～(7)の要件全てに該当すること。

4 関係資料

(1) 仕様書、様式等

- ① 別紙 1 「浦添市産業振興計画策定業務委託仕様書」
- ② 別紙 2 「企画提案書作成要領」
- ③ プロポーザル参加申込書兼誓約書【様式 1】
- ④ 会社概要書【様式 2】
- ⑤ 業務実績書【様式 3】
- ⑥ 共同企業体協定書【様式 4】
- ⑦ 質問書【様式 5】

(2) 関係資料の配布期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）から 令和 7 年 5 月 21 日（水）

(3) 関係資料の配布場所（以下よりダウンロードしてください。）

浦添市公式ホームページ <https://www.city.urasoe.lg.jp/>

記事名：浦添市産業振興計画策定業務委託にかかる公募型プロポーザルの実施について（公告）

5 質問及び回答

この要領及び業務委託仕様書に関する質問は、次のとおり受付及び回答するものとする。

(1) 質問方法

質問書【様式 5】に質問内容を記入のうえ、期限内に上記 2 (5)担当部署まで電子メールにより提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受付しないものとする。

(2) 質問受付期限

令和 7 年 5 月 12 日（月）17 時 00 分まで（必着）

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、令和 7 年 5 月 15 日（木）までに、浦添市公式ホームページに質問応答書の掲載をもって行うものとし、質問応答書は、質問内容及びその回答を記載し、質問者の特定ができない形式で公開するものとする。

6 参加申込及び企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書兼誓約書【様式 1】／ 1 部
- ② 定款又はそれに代わるもの（会社の概要パンフレット等）／ 1 部
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）／ 1 部
- ④ 国税及び地方税の滞納していないことを証明する書類／ 各 1 部

※ 国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）に滞納がないことを証明する書類を提出すること。地方税（都道府県税及び市町村税）については、本社所在地に係るものに限る。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）

- ⑤ 会社概要書【様式 2】／ 6 部
- ⑥ 業務実績書【様式 3】／ 6 部
- ⑦ 企画提案書（任意様式）／ 6 部

※ 作成にあたっては、別紙 2「企画提案書作成要領」を参照のうえ、作成すること。

- ⑧ 費用見積書（任意様式）／ 6 部（1 部は原本とし、残りは写し可。）
- ⑨ 共同企業体協定書【様式 4】／ 1 部

※ ③～④については、3 カ月以内に発行されたものとし、コピー等の写しも可とする。

※ 共同企業体の場合は、全ての構成員について②～④を提出すること。

※ ⑨については、共同企業体の場合に限る。

※ ⑤～⑧については、各書類 1 部単位で A4 フラットファイル 1 冊に編纂し、ファイル表紙に「浦添市産業振興計画策定業務 企画提案書」、「応募者名」を記載し合計 6 冊を提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 21 日（水）17：00 まで（必着）

(3) 提出方法

上記 2 (5) 担当部署まで持参又は郵送（簡易書留）、宅配便により提出すること。

※ 郵送等による場合も、令和 7 年 5 月 21 日（水）17：00 まで（必着）とする。

(4) 参加資格の確認及び通知

市が設置する浦添市産業振興計画策定基礎調査業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加申込者からの提出書類を基に、参加資格の要件確認及び審査を行い、その結果を参加申込者全員に電子メールで通知するものとする。なお、参加申込が多数あった場合は、審査委員会において事前審査（書類選考）を実施する場合があるものとし、本プロポーザルへの参加者を選定するものとする。

7 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) プレゼンテーション日時及び会場（予定）

令和 7 年 6 月 5 日（木） 浦添市役所庁舎内会議室

※ 日時及び会場は、確定後、参加資格確認結果通知書にて参加者へ通知する。

(2) プレゼンテーションの方法

- ① 1 参加者につき、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とし、プレゼンテ

ーション及び質疑応答は非公開で行う。

- ② プレゼンテーションの実施に必要な機材等は、全て参加者において用意すること。ただし、プロジェクター等を使用する場合は事前に申し出ること。
- ③ 参加者は、企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の内容変更、企画提案書と異なる内容説明、当日の追加資料の配布を用いる等、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りではない。

8 受託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容について、別表「企画提案書及びプレゼンテーション審査基準」に基づき審査を行う。
- ② 審査委員会で設定する有効基準点以上の評価を得た者のうち、最も評価点数が高い者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として特定する。なお、最高点の者が複数者いる場合は、審査委員会における合議により優先交渉権者を特定するものとする。

(2) 契約締結に向けた交渉

- ① 優先交渉権者は、本業務の受託候補者として、提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、市と本業務の履行に必要な事項に関する交渉及び協議をすることができる。
- ② 市は、①の交渉及び協議が整わなかった場合は、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて交渉及び協議を行うことができるものとする。
- ③ 市は、①又は②の交渉及び協議が整った場合は、優先交渉権者を契約相手方とする業務委託契約に関する手続きを行うものとし、優先交渉権者は、市の求めに応じて、契約手続きに必要な書類等の提出を行うこと。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールで通知する。なお、審査委員会での審査内容は非公開とし、審査結果に対する異議、問い合わせ等は一切応じないものとする。

(4) 審査結果の公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の名称は、市公式ホームページで公表する。

9 スケジュール（予定：市の事務都合等により、以下の日程は変更する場合があります。）

令和7年4月30日(水)	公募開始（公告）
5月12日(月)	質問受付締切
5月15日(木)	質問回答（HP掲載）
5月21日(水)	公募締切（参加申込書及び企画提案書提出締切）
5月28日(水)	参加資格審査結果通知
6月5日(木)	プレゼンテーション審査
～6月9日(月)	プロポーザル選定結果通知
6月中旬～	優先交渉権者と打ち合わせ

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加にかかる経費は、すべて参加者負担とする。
- (2) 上記 6 (1) 提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出されたすべての資料の所有権は、市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却不可とする。
- (4) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (5) 本業務の仕様及び実施条件は、別紙 1「浦添市産業振興計画策定業務委託仕様書」に定めるもののほか、優先交渉権者の企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者及び受託者が協議の上定めるものとする。
- (6) 参加申込書の提出後において、プロポーダルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）により、速やかに、上記 2 (5) 担当部署に届け出ること。
- (7) 優先交渉権者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (8) 電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 本プロポーダルに関する言語は日本語、通貨は日本円によるものとする。

11 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、本プロポーダルへの参加を認めない又は契約締結の無効若しくは取り消しを行うものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった者
- (2) 参加事業者（共同企業体の構成員も含む。）として複数応募した者
- (3) 所定の日時及び場所に提出書類の提出又はプレゼンテーション参加しない者。
- (4) この要領に定める事項に違反した者。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (6) 提出書類の誤字又は脱字等により、極端に意思表示が不明確である者。
- (7) この要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対し、本プロポーダルについての接触をはかり、接触した事実が認められた者。
- (8) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断できる者。

別表 1

「企画提案書及びプレゼンテーション審査基準」

審査項目	審査の視点	評価の基準
(1) 実績・実施体制	経験や実績	同種又は類似の業務実績、当該業務に関連した資格、経験等
	適切な業務を提供できる実施体制	担当者数、担当者の配置等
(2) 提案内容	業務に対する理解度	業務の実施方針、提案内容の的確性
	業務計画の妥当性	業務計画、工程表等の的確性
	提案資料の表現力	資料の明確性、正確性
	独自企画	本業務への関連性、内容の具体性、効果等
(3) プレゼンテーション・質疑応答	プレゼンテーション・質疑応答における対応	業務への意欲、積極性
(4) 地域貢献	企画提案者の所在地	市内に本社もしくは支店または営業所の有無
	市内事業者の活用	市内事業者の活用の見込み
(5) 見積額	業務に係る経費	見積額による審査